

## 寄附金控除について

当法人にご支援頂いた寄附金、サポーター会費については、確定申告を行うことで所得税等の還付を受けることができます。

### <お願いとご注意>

税制は毎年のように改正されますので、最新の状況については、税務署にお尋ね頂くか、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) でご確認のほどお願いいたします。

また、地方税（住民税）の控除については自治体により異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

### <当法人への寄附金について>

平成 23 年度の税制改正により、行政庁の証明を受けた公益社団法人・公益財団法人に対する個人の寄附金については新たに「税額控除」の仕組みが加わりましたが、当法人は平成 25 年 9 月 9 日付でその証明を受けました。

これにより、当法人に対する個人の方の寄附については、確定申告の際、「税額控除」と、従来の特定公益増進法人に対して寄附した場合に適用される「所得控除」の、いずれか一方の選択ができるようになりました。この場合、通常、税額控除の方が控除される額が多くなりますが、総所得金額等により異なる場合がありますのでご確認ください。

### <控除について>

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

#### ①「所得控除」適用の場合

$$\begin{array}{c} \text{寄附金額} - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額} \\ \uparrow \\ \text{総所得金額等の 40\%相当額が限度} \end{array}$$

事 例：

年中の総所得金額が 600 万円、寄附金の合計額が 20 万円の場合、20 万円 - 2,000 円 = 19 万 8,000 円が、総所得金額より控除できます。（控除額 19 万 8,000 円は、総所得金額 600 万円 × 40% = 240 万円の限度内となりますので、19 万 8,000 円全額が総所得金額からの控除対象となります。）

#### ②「税額控除」適用の場合

$$\begin{array}{c} (\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額} \\ \uparrow \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \uparrow \\ \text{総所得金額等の 40\%が限度} \qquad \qquad \text{所得税額の 25\%相当額が限度} \end{array}$$

事 例：

年中の総所得金額が 600 万円、所得税額を仮に 48 万円とすると、税額の寄附金の合計額が 20 万円の場合、20 万円 - 2,000 円 = 19 万 8,000 円 × 0.4 = 7 万 9,200 円が、税額より控除できます（控除額 7 万 9,200 円は、所得税額 48 万円 × 25% = 12 万円の限度内となりますので、7 万 9,200 円全額が税額からの控除対象となります。）